

**一般貨物自動車運送事業の燃油特別付加運賃  
(燃料サーチャージ)**

適用開始日 平成26年 9月 1日

## 運賃料金適用方法

### (適用地域)

1. この燃料サーチャージ額は、平成 26 年 9 月実施の貨物自動車運送事業の貸切運賃、国際大形海上コンテナを運送する場合の運賃、タンク車による石油類の運送の運賃、ダンプ車による土砂等及び雪を運送する運賃を適用した場合、貨物の運送を受託する営業所が存する地域(別表)ごとに適用します。

### (運賃料金計算の基本)

2. (1) 燃料サーチャージ額は、使用車両 1 車 1 回の運送ごとに計算します。  
(2) 車両が 2 両以上連結して運送される場合であって、荷主が同一であり、かつ、発地及び着地が同一のときは 2 両以上の車両を 1 車として計算します。

### (運賃料金計算の方法)

3. (1) 燃料サーチャージ額は、使用車両の車種及び運送距離によって、計算します。  
なお、使用車両の車種は、当該車両の最大積載量(標記トン数といいます。以下同じ)によって、次のとおり分類します。

車種	小型	普通	中型・大型	超大型	牽引
標記トン数	2 トン以下	2 トン超 ∪ 5 トン未満	5 トン以上 ∪ 9 トン未満	9 トン以上	連結車全般

- (2) 基準軽油価格(円/ℓ)を別表のとおりとし、現軽油価格((財)日本エネルギー経済研究所石油情報センターが公表する一般小売価格データの過去 3 ヶ月平均値とする。以下同じ)が上昇又は下降した場合、変動額(算出上の燃料価格上昇額)は別表の軽油価格帯に応じた額とします。なお、現軽油価格が別表の最高額を超えたときは、同様の手法で上昇額を算定して適用します。
- (3) 燃料サーチャージの改定条件及び廃止条件は、次のとおり適用します。
  - ・改定条件・・・3 ヶ月ごとに現軽油価格を算定のうえ、現軽油価格が価格帯の幅を超えた時点で、翌月から改定します。
  - ・廃止条件・・・3 ヶ月ごとに現軽油価格を算定のうえ、現軽油価格が基準価格を下回った時点で、翌月から廃止します。
- (4) 燃料サーチャージ額を次式により算出し、別途定め現に適用している運賃に対し増額します。

計算式：

$$\text{現に適用している運賃料率の} \times \text{里程 (km)} \div \text{車種ごとの燃費 (km/ℓ)} \\ \times \text{算出上の燃料価格上昇額 (円/ℓ)}$$

### (端数の処理)

4. 燃料サーチャージ額を計算する場合に生じた 10 円未満の端数は、10 円に切り上げます。  
(消費税及び地方消費税の加算方法)
5. (1) 燃料サーチャージ額の総額に消費税法に基づく税率を乗じて計算します。  
(2) 前号により計算した金額に 1 円未満の端数が生じた場合は、1 円単位に四捨五入します。  
(その他)
6. この運賃料金の適用に関して、この適用方に定めのない事項については、法令に反しない範囲で、当事者間の取り決め又は慣習によるものとします。